

砺波市住宅取得支援補助金の請求までのフローチャート

① 対象者

- ☐ **転入世帯**：基準日において夫婦のいずれかが39歳以下、かつ、転入の日から3年以内の者で、転入の日前1年間に於いて市内に住所を有していなかった者の属する世帯
- ☐ **子育て世帯**：基準日において中学生までの子がいる世帯であり、かつ、転入の日から3年以内の者で、転入の日前1年間に於いて市内に住所を有していなかった者の属する世帯

※基準日とは、建設工事請負契約又は売買契約日



② 支援内容

- ☐ 新築107.3万円（上限）、中古50万円（上限） …（1）
- ☐ 借入金額の1／10 …（2）
- ☐ 住宅の工事契約額又は売買契約額の1／10 …（3）
（土地の取得費及び店舗、事務所又は賃貸住宅等との併用住宅の場合は、自己の居住部分以外の部分に係る工事費を除く）
- ☐ 補助金額 （1）又は（2）、（3）のいずれか少ない方の額



③ 要件

- ☐ 令和3年1月1日以降に建設工事請負契約又は売買契約を結んだもの。
（ただし、新築工事の場合は令和3年1月1日以降に着工したものを含む。）
- ☐ 住民基本台帳の登録をして、以後10年以上居住する意思があること。
- ☐ 世帯員全員に市税等の滞納がないこと。
- ☐ 住宅の取得に伴う登記の日から1年以内に補助金申請を行うこと。



④ 工事が完了してから交付申請までに行うこと。

- ☐ 世帯員全員の住民票を移すこと。
- ☐ 土地及び建物の登記を済ませること。



⑤ 交付申請に準備するもの

- ☐ 交付申請書
- ☐ 事業実績報告書
- ☐ 世帯員全員の住民票の写し（発行から3か月以内）
- ☐ 転入者の戸籍の附票の写し（転入前1年間の住所地がわかるもの）
- ☐ 取得にかかった費用がわかる明細書（見積書又は資金計画書等）
- ☐ 配置図及び各階平面図
- ☐ 住宅の全景の写真
- ☐ 土地及び建物の登記事項証明書の写し
- ☐ 建築に係る契約書又は売買契約書の写し
- ☐ 金銭消費貸借契約証書の写し（ローンの契約書）
- ☐ 建築基準法に規定する検査済証の写し又は着手日確認承諾書（新築の場合のみ）
- ☐ 領収書の写し（振込控えでも可）
- ☐ 市税等納付（納入）状況確認承諾書



交付請求書

- ☐ 交付請求書 書類の不備がなければ1～2か月程度で指定口座へ振り込みます。